

第 29 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	A	参加者数	12 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	障がい学生支援の体制整備を考える —教職員連携の必要性とコンセンサス構築の課題—				
司会	村田 淳 (京都大学)		記録	進士 太志 (京都女子大学) 徳田 晃一 (関西学院大学)	
記 録					
<p>&lt;分科会の概要&gt;</p> <p>体制整備について、窓口の設置や規程・システムの構築といった一般的な話題にとどまらず、より幅広い観点で障がい学生支援に必要となる体制整備のあり方について、意見交換・情報交換を行った。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>12 大学より 12 名が参加した (内訳：国公立大学 2、私立大学 10)。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>議題については、ガイドライン制定・法改正の対応・人員配置・紛争防止解決・合意形成のプロセス等、様々な内容が挙げられた。以下とおり、主な話題を紹介する。</p> <p><b>【ガイドライン等の制定について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学ごとに規程等の策定状況に差がある。</li> <li>・大学によっては、規程の内容が大まかなものであり、対応範囲が明確化されておらず問題が生じているケースもある。</li> <li>・規程を作ることは大変であるが、障がい学生支援を効果的に、且つ組織全体として適正に進めていくための指針であり、教職員にとっても支援業務が標準化され有益である。</li> <li>・法改正への対応も課題である。国立大学は対応要領を策定しているが、私大はどうなるのか。法改正の動向はもちろん、実務的にも障がいのある学生は増加傾向が続くと予想されるため、私立大学でも準備は進めていた方がよいのではないか。</li> </ul> <p><b>【人員配置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な知識や経験がある方が望ましいが、コーディネートの仕事は資格名とイコールでは考えにくいところもある。もちろん専門的な資格はいただきたいが、「私の資格だとこの範囲は出来ない」というような考え方だと難しい。障がいに関する知識や専門性が必要であることは求めたいが、その大学の仕組みや文化も理解しながらケースワークを行ってもらえる人材が必要。</li> </ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数キャンパスのある大学の場合、キャンパス間での温度差があることが課題。</li> <li>・合意形成のプロセスについては、大学ごとに様々である (決定した内容への説得力が重要)。</li> <li>・紛争防止解決についても、そのシステム等を構築するべきであると考えられる。</li> </ul>					

第 29 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	B	参加者数	8名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	障がいのある受験希望者への対応 —入学試験の合理的配慮やオープンキャンパス等の支援—				
司会	望月 直人（大阪大学）		記録	田中 康雅（佛教大学）	
記 録					
<p>&lt;分科会概要&gt;</p> <p>各大学等においては、障がいのある受験希望者への対応も課題のひとつとなっている。特に、修学支援とは異なり、入学試験における合理的配慮の提供のシステムやフロー等が十分ではない大学等も少なくない。本分科会では、入学試験における合理的配慮やオープンキャンパスにおける支援など、障がいのある受験希望者への対応などについて、意見交換を行った。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>7大学より8名が参加した（内訳：国公立大学1、私立大学6）</p> <p>&lt;分科会内容&gt;</p> <p><u>1. 各大学の課題点および取り組み状況の共有</u></p> <p>以下の内容について、各大学の課題点及び取り組み状況を共有した。</p> <p>&lt;課題点及び取り組み状況&gt;</p> <p>①入学担当部署との連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有のためのフレームワークおよびシステム化の取り組み事例</li> </ul> <p>②入学試験における合理的配慮の提供について</p> <p>入学試験時における配慮と入学後の修学上の合理的配慮では教育目的が異なるため、必ずしも同じ配慮が提供できるとは限らない。これらの前提を共有しての情報交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害、聴覚障害のある受験者への配慮事例</li> <li>・総合型選抜入試におけるグループワーク等での配慮事例</li> <li>・大学院入試における配慮事例</li> <li>・合理的配慮の申請に係る案内事例および期日設定等の妥当性について</li> <li>・別室受験、時間延長に関する取扱いについて</li> </ul> <p>③オープンキャンパス関連での支援の課題</p> <p>入学希望者・保護者・学校関係者が高校と大学の違いを十分に認識していない現状を踏まえて、下記の取り組みについて意見交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別相談ブースの配慮事例</li> <li>・大学における修学支援に関するチェックシート等の配布事例</li> <li>・障がいのある高校生向けの事前プログラムの提供事例</li> <li>・支援に係る費用分担について</li> </ul>					

第 29 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	C	参加者数	14 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	障がい学生の合理的配慮と対応				
司会	長ヶ原 美帆	記録	土橋 恵美子・鈴木 美佳子・金澤 明子		
記 録					
<p>&lt;分科会の概要&gt;</p> <p>合理的配慮の内容は、障がい学生本人からの意思表示から始まり決定していく。一方で、配慮を必要としながら、障がいに関する自己理解や意思表示が難しい学生もいる。そこで、本分科会では、障がい学生の対応について、本人の意思表示を支援する保護者への対応を含め、介入方法について、以下の2点について事前にアンケートを実施し、参加者からの回答内容を参考に、困難場面を想定した事例を作成した。当日は、それぞれの職種や経験から、各事例に対してどのようなアプローチができるか、事例検討を行う形で意見交換・質疑応答を行った。</p> <p>① 本人の障がいに関する自己理解や意思表示が難しいと感じた事例（場面）や課題</p> <p>② 障がい学生（本人）の意思表示を支援する保護者の対応で難しいと感じた事例（場面）や課題</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>14 大学より 14 名が参加した（内訳：国公立大学 2、私立大学 12）。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p><b>【事例 1】</b> テーマ：自己理解</p> <p>教員や保護者は支援の必要性を感じているが、本人は困り感が薄いまま支援窓口につながったケースに対して、会話の展開の工夫や、今後の関係性をどう構築していけるか？</p> <p>⇒大学では自分で援助要請する力をつけていくことが求められる。本人には、困ったときに相談してもらえるような声掛けをし、実際に「困りごと」を本人が実感した場面で介入することが効果的、といった意見が上がった。</p> <p><b>【事例 2】</b> テーマ：意思尊重／意思表示</p> <p>複数の教員が支援の必要性を感じ、本人も困り事の自覚があるが、「障がい者扱いされたくない」と受診拒否しているケースに対して、本人の意思表示を契機とする合理的配慮の提供に繋げるには？</p> <p>⇒根拠資料の提出について、「適切な支援に繋がる」とメリットを伝えることで、本人の納得や安心に繋がるのではないかという意見が出た。また、診断書に代わるものとして、学校医や学内のカウンセラーによる見立て書など、活用可能性のある学内リソースについても情報交換を行った。</p> <p><b>【事例 3】</b> テーマ：実習・就職</p> <p>大学で合理的配慮を受けているが、大学から実習先に特性に応じた配慮事項を伝えることを拒み、就職活動でも特性はオープンにしないと考えているケースに対して、どの時期に、誰が、どの部署が学生と話し合うのが適切か？</p> <p>⇒特に実習が卒業要件（国家試験受験資格取得）の場合の進路変更の難しさや、保護者との連携の必要性、大学進学で学部を選択する際には高校までの職業教育も必要ではないかとの意見も上がった。</p> <p><b>【事例 4】</b> テーマ：保護者対応</p> <p>本人との面談が難しく保護者が本人の気持ちを代弁するケースや、本人に診断を告知していないた</p>					

め本人に分らないよう配慮して欲しい、と希望する保護者への対応等について。

⇒大学で配慮を受けるために必要な制度・手続きを説明する、困り事を本人が自分で説明できるようになることの重要性を伝える、などの意見が上がった。

第 29 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	D	参加者数	7名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	個別ニーズに合わせた新たな支援の枠組み作りについて				
司会	鶴野恵子（桃山学院大学）		記録	吉澤明日香（京都精華大学） 高野とも世（大阪公立大学）	
記 録					
<p>&lt;分科会概要&gt;</p> <p>受け入れ経験のない障がいや病気に対する支援を構築する際に必要なアクションについて意見交換を行った。新たな支援の枠組み作りというのは、漠然と難しいイメージがあったが、各大学の対応事例から支援技術等の情報共有を行うことにより、支援内容そのものが難しいのではなく、各大学の体制整備や教職員の理解等の課題、マンパワー等が影響していることが示唆された。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>7大学より7名が参加した（内訳：国公立大学1、私立大学6）。</p> <p>メンバーは、コーディネーターとして障がい学生支援歴4年以上の方が多かった。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>今まで受け入れ事例のない支援に関する困り事について事前アンケートをとり、2事例を軸に情報交換を行った。</p> <p>1. 盲学生への支援構築について</p> <p>❖ 入学前</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントのタイミング（オープンキャンパス、受験前相談、合格後の入学前面談等）</li> <li>・受験前にどこまで深く情報を聴いて良いものか？聴くべきではないのでは？</li> <li>・早めに状況を確認しておけば、次年度までに支援機器を準備できる場合もある。</li> <li>・私学の場合は、受験形式が多様であり、入学決定するのが国公立より早い傾向がある。</li> </ul> <p>入学が決定してから入学までの間に準備した事例もあった。</p> <p>準備内容：体制整備（対応要領含む）、事前的改善措置、教職員への意識啓発、支援機器購入（ESA721：点図対応可）等。</p> <p>❖ 入学後</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の大学生活を経験から沸き起こる支援や配慮の変更調整、教職員への理解促進</li> <li>・どこまで大学が対応するべきか、本人とも十分対話を行うルールを決める</li> <li>・教職員への個別かつ具体的な対応への働きかけ</li> <li>・日々の支援の提供、以下事例からのトピック <ul style="list-style-type: none"> <li>-専門的な分野の点字対応等。英語以外の多言語の点訳に関する情報収集（日本ライトハウス、筑波技術大学、支援学校等）</li> <li>-テキストデータ化への対応例 <ul style="list-style-type: none"> <li>①データ共有の媒体は大学が契約しているリソースに依存する。office365、Google クラウドルーム等。（PDF ファイルをテキストデータ化する方法等。）</li> <li>②出版社へ提供の働きかけ</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・継続支援による来年度の予算確保、マンパワーの問題。</li> </ul>					

## 2. 障がいや病気を認知していない学生への支援構築について

\*学生が自分の障がいを認知していない状況だが、身体的制約が生じている状況。今後は、さらに制約が生じる可能性が高く、学生の所属学科の特性上、身体的制約が修学に及ぼす影響は小さくない。

- 合理的配慮は本人の申し出により提供する仕組み。認知していない状況で申し出ること  
は難しいことを家族にも理解していただく必要があるではないか？
- 本人が現在の状態、今後の予見についても知らない状態は本人にとっても辛い状況。
- 医療的処置が必要な場合には、保健管理部署との連携も必要。
- 合理的配慮の申請が本人からあった場合でも、学年が上がれば実技が増えることや学生の身体的  
制約がさらに生じる可能性があることから、教育の質の保障のせめぎ合いの問題が生じる。  
教育的配慮の範囲で検討可能な場合も、同様の問題は避けがたい。

第 29 回関西障がい学生支援担当者懇談会 分科会記録

分科会	E	参加者数	11 名	会場	キャンパスプラザ京都
テーマ	合理的配慮の基礎 ―対面での支援、オンラインでの支援―				
司会	西岡崇弘（関西学院大学）		記録	西村由季子（佛教大学）	
記 録					
<p>&lt;分科会の概要&gt;</p> <p>初任者を対象とし、前半は主にレクチャー型式にて、合理的配慮に関する基礎的知識を整理し、後半は事例紹介を踏まえ各大学の状況について共有し、情報交換を行った。</p> <p>&lt;参加者&gt;</p> <p>9 大学より 12 名が参加した（内訳：国公立大学 1、私立大学 11）。</p> <p>&lt;内容&gt;</p> <p>【合理的配慮の基礎】※レクチャー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>参加者自己紹介ののち、事前配付された資料の基づき、「障害者の権利に関する条約」「障害者基本法」改正以降の障害者施策、特に「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」「同（第二次まとめ）」の主要課題と内容の確認。</li> <li>障害者基本法では、心身機能障害や社会的障壁で困難を抱える人を”障害者”と定義（権利条約では、障害の「医学モデル（個人モデル）」と「社会モデル」と記載）。現状では折衷モデルで対応。ただし第二次まとめでは、「機能制限のある人を社会の側が想定していないことが障害を生じさせている」とする社会モデル（社会的障壁）の解消を目指す考え方が強い。</li> <li>障害者対応の場合のキーワードである「合理的配慮」とは、結果の平等を目指した公平な機会の確保のため行われる必要な変更・調整。7 つの構成要素をすべて満たすべき（意向尊重・社会的障壁の除去・機会均等・本来業務付随・非過重負担・個別ニーズ・本質変更不可）。</li> <li>現場での「配慮」は、合理的配慮以外にも「教育的配慮（例：思いやり・善意・親切）」や「事前的改善措置（例：バリアフリー化）」などもあるが、合理的配慮とは分けて考える必要がある。</li> <li>関西学院大学を例に、実際の対応事例の紹介（会場内のみ共有）。学内各部署や行政等との連携、丁寧な建設的対話により大学による支援を実施するまでの経緯が紹介された。特に、発達障害などの自認については、診断の有無よりも、学生自身が本人の困り感に端を発して自身の傾向や対策、SOS の表明などができることが大切であるとの視点が示された。</li> </ul> <p>【質問・意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育的配慮について、 教育的配慮は定義がなく慣習的に使われている。実際の学生や保護者対応の場面で言われる「配慮を・サポートを・支援をお願いします」は、人により・立場によりイメージが曖昧で異なっている。サポートを受ける側は、教員個人の教育的配慮でも「大学が対応した」と思いがちである。 →建設的対話に際して、期待するところは何かに気を付け具体的な聞き取りをすることや、合理的配慮として対応できないことを明確にしつつ受容のスタンスをとり信頼関係を作ることから日々対応していることが紹介された。</li> <li>発達障害・精神障害の学生・疑いの学生について 合理的配慮には、自認および根拠資料（診断書等）が必要であり、この 2 つの条件が揃わないと配慮に踏み切れない。このスタンスでよいかどうか。 →基本的にはそのスタンスでよいこと、ただし、内閣府の配慮基本方針では、本人の意思表示が困難な場合に、周囲に対して積極的な建設的対話を促していること、全体会で話題提供された PHEP でも根拠資料の取り方の例が掲載されていることの紹介がなされた。</li> </ul>					

- オンライン授業と教育の質の保証（本質変更）の問題について  
オンライン授業はあくまでコロナ禍対応となっていると思うが、実際にオンライン対応できてしまったことを前提に学生がオンラインを希望してくる。シラバスや科目の特性などで説明するが、本来的には明確に説明できない。  
→現状では、大学教育として回答することは難しく、授業科目ごとの本質や特性で説明するしかないこと、教員の合理的配慮に対する理解を深めることが不可欠だが教員や担当者が多忙で難しい現状が確認された。
- 配慮申請に至るプロセスや業務量について  
科目担当教員に書面で依頼状を送っている。科目登録した配慮学生ごとに送るため発送側の事務局も受取側の教員も毎学期大量の書類処理が発生している。  
→コロナ禍のため従来の紙媒体でのやり取りが困難になったことをきっかけに、**Web**サービス（スプレッドシート管理とメールでの **URL** 案内など）を実施しているところや、メール送付でも他のサービス（給与関係）への相乗りを検討中であることの紹介がなされた。どの大学も膨大な量の処理が必要なため対応に苦慮していることが確認された。

以上